

れ き し 散 歩

亀山城多門櫓の謎 “なまえ”の巻

亀山城多門櫓

「多門櫓」は、「城下町かめやま」を象徴する、私たちにとってとても身近な存在です。しかし、その名称については、正しいのは「門」なのか「聞」なのか、あるいは、「旧」は入れるべきなのかどうなのか、といった疑問がありました。「多門櫓」の“なまえ”について、あらためて考えてみたいと思います。

江戸時代の呼び方はさまざま

現在の「多門櫓」がある場所にあった建造物の“なまえ”を、江戸時代の記録で調べると、「御長屋」「櫓」「矢倉」「多門」の表記が使われています。しかし、これらの“なまえ”は、建造物の分類として使われたもので、「多門櫓」を指す固有名称ではありません。

また、「平成の大修理」では鬼瓦などから「惣武具」の文字が見つかりましたが、武具は他の建造物にも納められていて、これによって「多門櫓」が「惣武具」と呼ばれていたと断じるには無理があります。

つまり、江戸時代には、「多門櫓」を指し示す固有の“なまえ”はなかったと言えるのです。

多門櫓(石垣)は「殿主台」？

さて、「多門櫓」の基礎となる石垣は、享保17(1732)年に作成された記録「亀山城来歴」で「殿主台」と記されています。「殿主」とは天守のことですが、亀山城の天守は丹波亀山城(現在の京都府亀岡市)と間違われて解体されたとの伝承があるとおり、江戸時代初頭にはすでに失われています。「亀山城来歴」では、石垣の上の建造物を「殿主」ではなく「多門」と表記しているため、「以前は殿主があった台(石垣)」という認識だったと考えられます。

「多門櫓」の石垣は亀山城中で最も規模が大きく、城下・東海道から視覚的に目立っていたことからこうした認識が生まれたものと思われるが、「多門櫓」が天守とされた事実は確認されていません。

「多門櫓」のきっかけは三重県史跡指定

「多門櫓」は、昭和29(1954)年、三重県史跡に指定されました。史跡指定にあたって亀山町(当時)から出された指定申請書では、名称は「亀山城多門(石垣を含む)」となっています。しかし、県史跡として指定された時の名称は「旧亀山城多門楼」となり、「旧」

と「楼」が加えられました。「旧」は、亀山城が江戸時代のものであることから、表現の正確さを期して追加されたと考えられます。また、「楼」には「高い建造物」といった意味があり、建造物を示す「多門」だけでなく、石垣を一体のものとするために付加されたのでしょう。しかし、「楼」にはなじみがなかったため、一般には「櫓」に置き換えて用いられることとなったと推測されます。

「多門」と「多聞」の混用も、本来同意でどちらが正確ということはありませんが、亀山城に関連する江戸時代の記録では「多門」が使われています。

「亀山城本丸東南隅櫓」の三重県有形文化財指定

この度、「多門櫓」(建造物)が「亀山城本丸東南隅櫓」として三重県有形文化財(建造物)に新たに指定されました。この“なまえ”は、固有名称が無い建造物を、所在と建造物の分類とで端的に示したものです。

この指定により、文化財名称は、有形文化財(建造物)としては「亀山城本丸東南隅櫓」、史跡(石垣と建造物を一体とする)としては「旧亀山城多門楼」と整理されたこととなりますが、史跡の指定名称については今後整理を行っていく必要があるように思われます。

市民に長く親しまれてきた「多門櫓」の“なまえ”も、引き続き愛称・通称として使われていくでしょうから、まだしばらくは“なまえ”の混乱は続くのかもしれない。



【勢州亀山惣絵図】【宝永7(1710)年～享保2(1717)年】(歴史博物館蔵)の多門櫓部分。「多門」と表示